

障 発 第 0421001号
平 成 18年 4月 21日
一部改正 障 発 第 0725001号
平 成 19年 7月 25日
一部改正 障 発 第 0626001号
平 成 20年 6月 26日
一部改正 障 発 第 1026第 1号
平 成 23年 10月 26日
一部改正 障 発 第 0702第 6号
平 成 24年 7月 2日
一部改正 障 発 第 0329第 17号
平 成 25年 3月 29日
一部改正 障 発 第 0507第 4号
令 和 元 年 5月 7日
一部改正 障 発 第 0910第 1号
令 和 元 年 9月 10日
一部改正 障 発 0331第 18号
令 和 2年 3月 31日
一部改正 障 発 0331第 12号
令 和 3年 3月 31日
一部改正 障 発 0331第 10号
令 和 4年 3月 31日
一部改正 こ 支 障 第 34号
障 発 0630第 7号
令 和 5年 6月 30日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

相談支援従事者研修事業の実施について

障害者ケアマネジメントの従事者に対する研修事業については、これまでは「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」（平成15年5月28日障発第0528001号本職通知）等に基づき実施し、その充実を図ってきたところであるが、今般、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の実施に伴い、相談支援事業が市町村の行う地域生活支援事業として位置づけられ、また、指定相談支援に従事する者については、相談支援従事者研修の受講が要件となることから、別紙のとおり「相談支援従事者研修事業実施要綱」を新たに定め、平成18年4月1日から実施することとしたので、関係機関等に対し本事業を周知するとともに、本事業の円滑な運営について特段のご配慮をお願いする。

なお、これに伴い、「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」（平成15年5月28日障発第0528001号本職通知）は廃止する。

(別紙)

相談支援従事者研修事業実施要綱

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 実施内容

(1) 相談支援従事者初任者研修

① 研修対象者

相談支援事業に従事しようとする者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりであり、この内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

（注）旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間ににおいて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりであり、この内容以上のものとする。

また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(3) 専門コース別研修

① 研修対象者

上記(2)の研修対象者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。なお、別表3の1、6及び7の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。）別表4及び別表8と共通の内容とする。

4 修了証書の交付

(1) 都道府県知事は、研修修了者に対して別紙1の様式により、修了証書を交付するものとする。修了証書には、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載するものとする。

(2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して別紙2の様式により、修了証書を交付するものとする。修了証書には、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載するものとする。

のとする。

5 修了者名簿の管理

- (1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で都道府県の責任において一元的に管理するものとする。

6 事業報告書の提出

事業の実施状況等については、別途通知する様式により事業報告書を提出すること。

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

- ア 研修の時間帯、曜日については、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。
- イ 別表3の1、6及び7並びにサービス管理責任者研修事業通知別表4及び別表8の標準カリキュラムは共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

(2) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

(3) 障害のある受講者等への配慮

- ア 重度の障害を持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について検討すること。

(ア) 視聴覚教材の活用

別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」について、録画（DVD）の視聴等を行い、視聴後にレポートを作成し研修事務局等に提出する。

(イ) 長期履修

最長24ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修によることも差し支えないこと。

(ウ) 基幹相談支援センター等での履修

別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」、「4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（31.5時間）のうち相談支援の実際（12時間）」までを履修した者については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、都道府県により本研修の指導者と認められた者の指導の下、上記カリキュラム以降の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。

イ 聴覚障害のある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行うこと。

ウ 視覚障害のある受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータ提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行うこと。

(注) 上記の配慮を行うに当たっては、原則として事前に期日を決めた配慮申請を受け

ることとするが、期日を過ぎた後になされた申請であっても、都道府県等において過度の負担にならない範囲で建設的対話を通じた配慮を行うこと。

エ 障害のある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

(4) その他

受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努めること。 研修の企画・立案に当たっては、都道府県職員に加えて、相当の経験を有する相談支援専門員の参加に努めること。

8 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者を含む。）が負担するものとする。

9 研修事業者の指定

都道府県知事による研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

(1) 事業実施者に関する要件

- ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 事業内容に関する要件

- ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- イ 研修カリキュラムが、別表1から3に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- ウ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に初任者研修及び現任研修の標準カリキュラムにおける演習を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。

(3) 研修受講者に関する要件

- ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 研修事業の名称
 - ③ 実施場所
 - ④ 研修期間
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 研修修了の認定方法
 - ⑧ 開講時期
 - ⑨ 受講資格
 - ⑩ 受講手続（募集要領等）
 - ⑪ 受講料等
- イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

- ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- イ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、

受講者が十分に留意するよう指導すること。

10 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ カリキュラム

カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

キ 研修修了の認定方法

ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

ケ 申請者の資産状況

コ その他指定に関し必要があると認める事項

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、
(1)のオからキの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

(5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

11 経費の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

ただし、指定研修事業者が研修を実施する場合であって「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援専門員研修等の実施及び留意点等について」（令和2年5月13日付事務連絡）を踏まえ、講義の遠隔化、演習の小規模・分散化等を行う場合においては、研修の実施に通常要する額を超えて要する経費を補助の対象とする。

なお、この場合においては、研修の実施に通常要する額を超えて要する経費を補助の対象としていることから、通常要する経費とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を流用することのないようにすること。

(別表 1)

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム

科 目	獲得目標	内 容	時間数
1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5 時間）			
相談支援（障害児者支援）の目的	人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。 また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。 相談支援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。	・ 障害者の権利に関する条約（以下「CRPD」という。）、障害者基本法障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害福祉計画及び障害者虐待防止法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことをするために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。 ・ 講義を実施する上では、障害児者が置かれている立場への理解を深めるため、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、内部障害、知的障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、難治性疾患など、多様な障害のある当事者による講義等、地域の実情に合わせた工夫を行う。	講義 1.5 時間
相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。 利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。	・ 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現（ソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思形成及び表明の支援（意思決定支援）、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、⑥セルフケアマネジメント、⑦リカバリー、⑧スティグマなどについて理解するための歴史的経緯を踏まえた講義を行う。 ・ 障害児者の生活支援に当たっての視点は障害の社会モデルを基本とし、その一部に必要に応じて医学モデルがあることを理解するための講義を行う。加えて、障害者総合支援法に基づく支援と介護保険に基づく支援の異同と相互補完関係を理解する。 ・ バイステックの 7 原則（注 1）等を活用し、相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・ 意思形成及び表明の支援における利用者理解の重要性について、CRPD 第 12 条にも基礎付けつつ「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等を活用した講義を行い、相談支援の終結先としてセルフケアマネジメントがあることを理解する。また、意思形成及び表明の支援において障害のある相談支援専門員によるインタビューやアセスメントの重要性を理解する。 ・ CRPD 第 16 条にも基礎付けつつ、障害児者の虐待のリスク要因や、家族や専門家の共依存に関する講義を行う。また、精神障害者、発達障害者や知的障害者等に対する拘束をなくすための国際的なベストプラクティスを理解する。 ・ CRPD 第 2 条、9 条、21 条及び 24 条に基礎付けつつ本人が持っている言語手段やその背景を理解する。	講義 2.5 時間

		・ 障害児者の地域生活において、国際生活機能分類（以下「ICF」という。）の視点をもとに人的支援、環境整備、経済基盤支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。 ・ CRPD 第 7 条、24 条に基礎付けつつ、機会の平等とインクルーシブ教育の両面から、特に発達過程にある児童期の支援の重要性を理解するための講義を行う。	
相談支援に必要な技術	本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。	・ 個人、集団、地域、社会及び制度等に焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と基礎的面接技法及びコミュニケーション技法を含む相談支援技術の基礎について講義を行う。 ・ ケースワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワークの各技術、カウンセリングやケアマネジメント、ネットワーク、コンサルテーション、ソーシャルアクション及びスーパービジョン等の相談支援に従事する者として獲得が必要な支援技術について理解する。 ・ 相談支援に従事する者が、燃えつきや巻き込まれに陥ることなく従事者が持つ多様性（障害の有無、年代、ジェンダーなど）を生かした支援を行うために、ピアスーパービジョンが重要であることを理解する。 ・ 実践研究などによる経験から学ぶ省察的思考の必要性について理解する。 ・ 真意の確認において特別な配慮を要する障害者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）とのコミュニケーションの基本を理解する。 ・ 障害特性を認識、背景を考察するための対人援助のスキルを学ぶ。	講義 1 時間
2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3 時間）			
相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	・ 本人を中心としたケアマネジメント（ストレングスモデル）の目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。 ・ 意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点と技術を理解する。 ・ 相談支援専門員とサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）、サービス提供責任者との具体的な連携のあり方について理解し、個別支援計画等は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」）に記載された総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス提供のためには両計画の連動が重要であることを理解する。 ・ ケアマネジメントにおける社会資源の活用、多職種連携、チームアプローチ、不足している社会資源の創設の重要性について留意する。	講義 1.5 時間
相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを	・ 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等）の各役割と機能、相互の連携並びに重層的な体制を構築するこ	講義 1.5 時間

	理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 （自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。	との重要性についての講義を行う。 ・重層的相談支援体制に障害のある当事者の相談支援専門員が所属する相談支援事業所があることについての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりを意識させる。 ・相談支援（ケアマネジメント）を実施するに当たって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について講義を行う。 ・障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフステージごとに理解し、それぞれのステージにおいて必要となる家族支援とその重要性について理解する。 ・障害児に関わる教育分野における関係する事業（特別支援教育コーディネーター、校内委員会等）とそれらの事業との連携について理解する。 ・個別の相談支援活動から見い出される課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。 ・障害のある当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について理解する。	
--	--	---	--

3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。 介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。	・これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念、その実現を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉サービス等の制度概要について講義を行う。具体的には、自立支援給付等（障害児通所支援、障害児入所支援を含む）、地域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画及び障害児福祉計画、（自立支援）協議会の位置付けについて理解する。 ・CRPDを踏まえつつ、介護保険制度の対象となった障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付け通知）に基づき、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であることから一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはせず、個々の事情を踏まえる等適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。 ・障害者の権利を護るための関連制度（障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、成年後見制度や日常生活自立支援事業等）の関係性及び概要について講義を行う。	講義 1.5 時間
障害者の日常生活及び社会生活	障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役	・相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系（自立支援給付、地域生活支援事業）について理解するための講義を行う。	講義 1.5 時間

を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本		割、両者の関係性を理解する。 サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。	・ 指定計画相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づく、相談支援専門員としての責務及び業務（サービス等利用計画案等の作成、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画等の作成、モニタリング）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・ 指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく、サービス管理責任者等としての責務及び業務（個別支援計画の作成他）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・ サービス提供において相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携のあり方とその重要性、サービス等利用計画等と個別支援計画の関係について理解する。 ・ 「障害者虐待防止の手引き」等を活用し虐待防止における相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解するための講義を行う。	
4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 (31.5 時間)				
相談支援の実践（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）	受付及び初期相談並びに契約 アセスメント（事前評価）及びニーズ把握	基本相談支援の実践について修得する。 受付及び初期相談（インテーク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。 利用者の主訴を明確にし、本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。 また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。	・ 利用者及びその家族との信頼関係の構築の重要性について講義を行う。 ・ 契約に関する制度上の位置付けや留意事項に関する演習を行う。 ・ 受付及び初期面接の場面における相談支援の視点と信頼関係を築くための技術（受容、共感、傾聴）について模擬面接などを通じて修得する。その際、真意の確認において特別な配慮を要する障害者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）とのコミュニケーションに留意した技術を修得する。 ・ 主訴を始めとする本人に関する心身や環境等についての情報収集とそれをもとにしたアセスメントにより、ニーズを導き出すまでの思考過程に関する演習を行う。 ・ 演習によりアセスメントに必要な情報収集の項目理解と方法・技術を修得する。（例：ジェノグラム（注2）、エコマップの活用（注3）） ・ 利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視してアセスメントを行うことの重要性を理解する。（ストレングスモデル）。 ・ 生物・心理・社会モデルや ICF 等を活用し、収集した情報を的確に分析し生活全体を捉える視点と、生活ニーズを導き出す方法・技術を修得する。	講義・演習 6 時間
	目標の設定と計画作成	基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実践について修得する。 本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。 また、より適切で質の高いサービスを提供するため	・ 利用者及び家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針を記載するに当たっての留意点に関して演習を行う。 ・ アセスメントから導いたニーズを解決するための視点と達成するための目標の関係について講義を行う。 ・ 計画の策定の視点と手順は、本人のエンパワメントを意識しつつ、①本人の力（ストレングス）の発揮と活用、②一般社会・生活資源の活用、③諸制度（医療・年金・就労・教育・生活保護等）の活用、④障害福祉サービスの活用、⑤満	講義・演習 3 時間

	には、サービス等利用計画と個別支援計画等との連動が重要であることを理解する。 他の多様な職種とのアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見知からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催に係る具体的な方法を修得する。	たされないニーズの確認とそれを満たす社会資源開発・地域づくり等、⑥制度・政策改革等、を基本とする意味を理解するための講義を行う。 ・インフォーマルサービスも含めた社会資源の種類及び内容を理解するとともに、インフォーマルサービスの活用も含めた支援内容の作成について講義を行う。 ・一連の支援計画作成の手法・技術を修得するための演習を行う。 ・サービス担当者会議を開催するに当たり、事前の準備や開催当日の準備など、必要な業務を理解するとともに、会議の進行の手法等に関する演習を行う。 ・模擬サービス担当者会議を行い会議進行の手法・技術を修得する。 ・サービス担当者会議は、利用者及び家族並びにサービス提供事業者も含め、利用者を支援していくための方向性を定める場であることから、相談支援専門員によるアセスメントの結果を共有することの重要性を理解する。サービス等利用計画と個別支援計画等との内容の整合性を確認することの重要性を理解する。	
評価及び終結	基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実践について修得する。 ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。 また、検証の結果、支援が終結されることの意義と留意すべきことについて理解する。	・利用者及びその家族、サービス担当者等との継続的な連絡や、居宅を訪問し利用者と面接することの意味を理解するための演習を行う。 ・演習によりモニタリングにおける視点や手法、状況の変化への対応の技術を修得する。 ・モニタリング結果の記録作成の意味と、記録に当たっての留意点を理解するための講義を行い、演習により手法を修得する。 ・評価表等を活用し目標に対する各サービスの達成度（効果）の検証の必要性を理解し評価手法を修得する。 ・相談支援従事者の共依存を避け、自立支援を進める上で、相談支援の終結とセルフケアマネジメントへの移行の重要性について理解し、その作成支援についての講義を行う。 ・サービス等利用計画等の再作成を行う方法について講義により理解し、演習により技術を修得する。	講義・演習 3時間
実習ガイダンス	研修における実習の位置付けと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結び付ける。	・実習は、相談支援の実践現場を通して様々なことを学ぶことができる機会であるとともに、これまでの講義や演習を通じて身に付けた知識・技術を試行する機会でもあり、効果的な実習になるようその目的について講義を行う。 ・実習の流れや実習時の心構えなどに関する講義を行う（実習を通じて、地域毎の社会資源等の状況や現場での倫理的課題などについても意識を向けるよう認識する。）。	講義 1時間

実践研究	実践研究 1 （実践例の共有と相互評価 1）	自ら実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。 他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。	・ 相談支援の基礎技術に関する実習 1 により各自が作成した基本情報、アセスメント及びプランニングの内容について、グループ毎に共有及び意見交換を実施する。 ・ エンパワメントの視点を盛り込んだプラン作りになっているか、利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視したアセスメントを実施できているか、プラン内容の根拠として収集された情報からのアセスメント結果が適切であるかどうか等に留意し、受講者による相互評価を行う。	事例研究 6 時間
	実践研究 2 （実践例の共有と相互評価 2）	自ら再実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。 他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。	・ 相談支援の基礎技術に関する実習 2 にて各自が実施した追加の情報収集、再アセスメント、修正したプランニング内容について、グループ毎に実践例の共有、意見交換及び相互評価を実施する。 ・ 留意事項については実践研究 1 に同じ。	事例研究 4 時間
	実践研究 3 （実践研究とサービス等利用計画作成）	グループによる実践研究を通じて、サービス等利用計画作成についての理解を深め、技術を修得する。	・ 実習により作成した実践例より 1 例選択し、グループによる再アセスメントを実施し、ニーズの明確化及び支援の検討を行う。選択実践例の地域に存在する社会資源を想定して具体的なサービス等利用計画（障害児支援計画）を作成する。	事例研究 6 時間
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り		研修全体の振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽意欲を高める。 また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	・ 研修全体の振り返りを行うに当たって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講義・演習を行う。 ・ 現場で生じうる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。	講義・演習 2.5h
5. 相談支援の基礎技術に関する実習				
相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 1		実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。	・ 障害福祉サービス等を利用する障害児者への居宅訪問を行い、面接による情報収集・アセスメント、プランニングを行う。	実習
相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 2		実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。	・ 実践研究 1（実践例の共有と相互評価 1）における相互評価を踏まえ、必要に応じて追加の情報収集及び再アセスメントを実施し、プランニング内容の修正を行う。	実習
地域資源に関する情報収集		相談支援（ケアマネジメント）に活用する地域資源の実際について理解する。	・ 地域（市町村・障害保健福祉圏域等）における地域資源（公的機関、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所、（自立支援）協議会）などに関する情報を収集し、所定の書式に記録する。	実習
合計				42.5

（注 1）対人援助に関わる援助者に求められる 7 つの行動規範のこと。1. 個別化（利用者の生活問題の個別性を理解する）、2. 意図的な感情表出（利用者の自由な感情表出を促すよう意図的に関わる）、3. 統制された情緒的関与（援助者自身の感情を自覚的にコントロールして利用者に反応する）、4. 受容（利用者の「あるがまま」を受け入れる）、5. 非審判的態度（援助者の価値観によって利用者を一方的に非難しない）、6. 自己決定（利用者の自己決定を尊重する）、7. 秘密保持（利用者に関する情報を不必要に漏らさない）という 7 つの原則からなる。

（注 2）ソーシャルワークアセスメントの際に、家族の状況を視覚化し、把握するために、主に介護、

障害、医療、教育の分野で、援助者が、利用者を中心とした親族・家族関係（婚姻や血縁関係などの事実に基づく）を理解するために作成される図のこと。

（注3）主に介護、障害、医療、教育の分野で、援助者が、利用者とその家族が現在どのような状況に置かれているのかを把握するために、関係者・関係機関・社会資源（周辺からの情報や個人の見方により作成される）との関係性を図式化したもの。

(別表2)

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1, 障害福祉の動向に関する講義 (1. 5 時間)			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	障害者総合支援法等に関する最新の動向、障害児者及びその家族等の地域生活を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	・ 障害者総合支援法等の改正等の状況やその他関連施策の最新の動向に関する講義を行う。 ・ 介護保険制度の対象となった障害者に適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。	講義 1.5時間
2, 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 (3 時間)			
本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法	相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。	・ 本人を中心とした支援における個別の相談支援の基本姿勢 (①共生社会の実現 (ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン)、②自立と社会参加、③当事者主体 (本人中心支援)、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントなど) について再確認するとともに、ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と実践方法について講義を行う。 ・ 障害の理解に当たっては社会モデルを基本とすること、医学モデルの位置付けを実践の振り返りから確認する。 ・ 基本的視座として、本人の生活の場で展開される援助、援助対象の拡大、予防的かつ積極的アプローチ、多職種連携 (チームアプローチ)、ネットワークなどについて解説する。 ・ 具体例として、(自立支援)協議会を活用した個別事例の支援からの地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発のための協議、地域への働き掛けや政策的な提言に至る一連のプロセスと相談支援専門員の役割について解説する。	講義 3時間
3, 人材育成の手法に関する講義 (1. 5 時間)			
実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	相談支援専門員の人材育成方法としての経験から学ぶ省察的思考の重要性について理解する。具体的な実施方法として実践研究及びスーパービジョンの理論と方法について理解する。	・ 実践に基づいた事例研究 (実践研究) などによる経験から学ぶ省察的思考の重要性とその効果を高めるスーパービジョンの役割について講義を行う。 ・ 実践研究の理論と方法について理解するための講義を行う。実践研究の具体的な意義と目的として、①実践例を深める、②実践を追体験する、③援助の質を向上させる、④援助の原則を導き出す、⑤実践を評価する、⑥連携のための援助感や援助方針を形成する、⑦援助者を育てる、⑧組織を育てる等について解説する。また、実践研究の基本的プロセスと留意事項について解説する。 ・ 人材育成におけるスーパービジョンの理論と方法について理解するための講義を行う。(教育、支持、管理の各機能についての解説及び個別、グループ、ライブ、ピア、セルフ等の実施	講義 1.5時間

		方法とその長所・短所等について解説する。)	
4. 相談支援に関する講義及び演習 (18時間)			
個別相談支援とケアマネジメント	本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談支援の技術について説明できる。 自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気付く。 個別の相談支援の実践例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力の向上を図る。	・ 個別の相談支援における関係性の理解、自尊尊重などについての自己覚知を行い、①信頼関係の構築、②意思決定（本人を中心とした支援）、③モニタリングの機能について再確認し理解を深めるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身による個別の相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気付きを得る。自己評価を他者と共有することにより気付きの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援実践例を活用し実践研究を行う。実践例の支援経過に対して、①本人の意向が明確になり優先されているか、②本人の言葉の意味の吟味ができているか、③支援者の都合が優先されていないか、④多職種連携が適切に図られているか、⑤既存の社会資源だけで調整されていないか、⑥結論に誘導するような支援になっていないか等について、自己評価を含め、総合的な視点で検討する。	講義及び演習 6時間
相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）	他の多様な職種に対する理解・尊重に基づいてチームを組織し、円滑に機能させるための技術の向上を図る。	・ 利用者及びその家族の支援に対し、チームアプローチの意義を再確認するとともに、チームマネジメントの技術を向上させるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身によるチームアプローチの実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気付きを得る。自己評価を他者と共有することにより気付きの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援実践例を活用し実践研究を行う。実践例の支援経過に対して、チームアプローチに際し、チームを組成する各種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける相談支援従事者の役割を理解し、利用者の意思決定に配慮したチーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を向上させるための協議を行う。	講義及び演習 6時間
地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践	地域をつくる相談支援の実践に必要な価値、知識、技術について理解を深める。 自身の地域をつくる相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気付く。 地域を作る相談支援の実践例を活用し検討することで地域援助の能力を獲得する。	・ 利用者の個別のニーズから地域課題を見出し、地域課題の解決に向けて、利用者個人を支える地域をつくるための地域への働き掛けや地域支援ネットワークの構築と活用方法の理解を深めるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身による地域をつくる相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気付きを得る。自己評価を他者と共有することにより気付きの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援実践例を活用し実践研究を行う。実践例の支援経過に対して、①地域課題が個別の支援から見出されているか、②地域の特徴が把握されているか、③課題が明確化されているか、④課題の地域の中で共有がなされているか、⑤課題解決の優先順位が明確か、長期、短期の目標が設定されている	講義及び演習 6時間

		か、⑥誰が何を担うかなど具体的計画が策定されているか、⑦既存の社会資源を十分に活用できているか⑧欠けている社会資源について政策提言など社会行動が出来ているか⑨計画の達成度や自身の活動について評価出来ているか等について総合的な視点で検討する。 ・ 障害のある相談支援従事者との連携体制の必要性と連携意義について具体的に検討する。	
合計			24.0

(別表3)

専門コース別研修標準カリキュラム

1. 障害児支援

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
児童期における支援提供の基本姿勢 (講義)	児童期における支援提供の基本姿勢及び障害児支援の現状について理解する。	・ 障害児支援を含む児童期全般の現状と動向 ・ 障害児支援の基本理念と役割・機能(権利擁護、インクルージョン等を含める) ・ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援の手引き(概要及び求められる基本姿勢について触れる)	1. 5
児童期における支援提供のポイント (講義)	児童期における支援提供の特徴について理解する。	・ 児童期における支援に関する基本的視点 発達支援(狭義の発達支援と生活支援) 家族支援(子どもの成長発達と家族、保護者への支援、きょうだいや家族の存在) 地域連携(関係機関の把握と調整、役割分担) ・ 子どものライフステージと支援 乳幼児期、学童期、思春期、青年期各期の特徴と発達課題 ライフステージにより移り変わる関係機関と移行期の支援(就園、就学、進級、進学、就職等) ・ 子どもの社会化・関係性の拡がり支援における連携 友達の重要性 各ライフステージ毎の関係機関・関係者との連携(横の連携) ライフステージの移行や将来に向けた連携(縦の連携)	2. 0
児童期における発達支援(講義・演習)	発達支援の重要性について理解する。	・ 児童期におけるアセスメントの実際(年齢・生活・発達像に基づく課題の整理を含める) ・ 支援に関する計画の作成における発達支援の視点 ・ 発達支援の視点からのモニタリングの意義とポイント	1. 5

児童期における相談支援の目指す方向性（講義）	児童期における相談支援専門員と児童発達管理責任者の関係について理解する。	・児童期における相談支援の特長と役割、基本的視点 ・児童期における相談支援の現状（障害児福祉計画と体制整備、セルフプランについてを含める） ・児童発達支援管理責任者の地域連携における役割と現状 ・相談支援専門員と児童発達支援管理責任者の連携（計画書や支援方針の共有を含めた協働のあり方や現状と課題等について触れる） ・児童期における支援会議（サービス担当者会議や個別支援会議等の機能、会議の進め方及び留意点等について触れる）	1. 5
児童期における相談支援の初期的な対応（演習）	相談支援専門員と児童発達支援管理責任者の連携、障害児支援利用計画と個別支援計画の関係性について理解する。	・児童期の相談支援のプロセスと障害児支援利用計画の作成 ・児童期における相談支援専門員と児童発達支援管理責任者の連携（チーム支援の必要性、情報・目的の共有と役割分担の重要性） ・相談支援専門員と児童発達支援管理責任者が実施する連携等のための会議（サービス担当者会議等の運営の基本） （※以上について、事例に基づく演習を実施する。）	2. 0
児童期における支援提供プロセスの管理に関する演習（演習）	児童期における個別支援計画の策定や中間評価と計画の修正等による支援提供のプロセス管理、支援提供に係るマネジメントについて理解する。	・障害児通所支援等の支援提供プロセスと個別支援計画の作成 （※以上について、モニタリングまでを含めた一連の支援提供プロセスの管理について、事例に基づく演習を実施する。）	3. 0
支援内容のチェックとマネジメントの実践（講義）	相談支援専門員及び児童発達支援管理責任者としての役割について、児童期における支援提供のプロセスに沿って研修の振り返りを行い、研修修了後の実践に向けた気付きを持つことができる。	・児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の役割の再確認 ・児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の自己評価 ・児童発達支援管理責任者と相談支援専門員、関係機関（自立支援協議会を含む）との連携に関する自己評価 ・今後の業務改善（チーム作りを含む）に向けたアクションプラン作成	1. 5
合 計			13

2. 権利擁護・成年後見制度

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。（講義）			
法制度の概要	権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解を深める。	・ 障害者権利条約、障害者虐待防止法等の法制度概要 ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の制度概要	2. 5
権利侵害・虐待	虐待の定義、実情の理解を深める。	・ 虐待の定義、内容 ・ 権利侵害の状況	1. 0
各機関の役割	関係機関の役割を学ぶ。	・ 弁護士等の職能団体、都道府県権利擁護センター、行政等の関係機関の職務、職域概要	1. 0
実践事例報告 （シンポジウム形式）	相談支援事業所の役割、関係機関との連携について学ぶ。	・ 障害児者への虐待、権利侵害事例に対する具体的実践 ・ 協議会の活用 ・ 関係機関の役割分担、連携方法	2. 5
2日目 2. 相談支援に必要な権利擁護の視点（演習）			
実践事例の報告 （演習Ⅰ）	相談支援の役割、関係機関との連携等による支援方法の視点を広げる。	・ 障害児者の権利を保障する支援方法や介入、機関連携について、グループワークを行う。	3. 0
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習Ⅱ）	具体的に事例を使い権利擁護、虐待防止の支援体制作り（地域連携）を検討する。	・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ グループ発表し、全体で共有し、再度振り返る。	3. 0
総 括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例について、アドボカシーやエンパワメント等の視点を含め、相談支援の実践を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			14

3. 地域移行・定着、触法

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。（講義）			
法制度の概要	障害者の地域移行に必要な各種法制度の基本的な理解を深める。	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を主とした法制度の概要 ・ 地域生活支援に関する制度（住宅政策、日常生活自立支援事業等）の概要	4 5 分
都道府県及び市町村の地域移行支援状況	地域移行の現状、地域の支援体制を理解する。	・ 地域移行の流れや関係者の役割等 ・ 地域の実情や支援体制の説明	4 5 分
障害者及び家族の理解	障害者や家族の基本的特性を理解する。	・ 家族支援の在り方 等	1. 0
1日目 2. 障害者地域移行支援における相談支援（演習）			
実践事例の報告 （演習Ⅰ）	障害者の地域移行における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	・ 相談支援従事者による地域移行支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・ 実践報告の事例を通して、地域での関係機関と相談支援従事者等の連携を確認する。	1. 5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習Ⅱ）	具体的に事例を使い障害者の地域移行の体制作りを獲得する。	・ 受講者が事例を持ち寄り、それぞれの抱えている課題を共有する。 ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。	1. 5
総 括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
2日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。（講義）			
法制度の概要	触法障害者に関わる各種法制度の基本的な理解を深める。	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・心神喪失者等医療観察法・少年法、地域生活定着支援事業等を主とした法制度の概要や仕組みの説明	4 5 分
触法障害者等への支援状況	地域の触法障害者の生活状況、支援体制を理解する。	・ 触法障害者への支援導入の流れや関係者の役割等の説明 ・ 地域生活定着支援センターの支援状況の説明 ・ 地域の実情や支援体制の説明	4 5 分
触法障害者及びその家族の理解	触法障害者や家族の基本的特性を理解する。	・ 触法障害者の障害特性 ・ 家族支援の在り方	1. 0

2日目 2. 触法障害者支援における相談支援（演習）			
実践事例の報告 （演習Ⅰ）	触法障害者支援における 相談支援の役割と関わり 方を獲得する。	・ 相談支援事業における触法障害者支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・ 実践報告の事例を通して、保護観察官、社会復帰調整官、保護司、教育関係者、相談支援従事者等の連携を確認する。	1. 5
事例を活用し実際に 支援体制を組み立て る（演習Ⅱ）	具体的に事例を使い触法 障害者支援の体制作りを 獲得する。	・ 受講者の事例を持ちよりそれぞれの抱えている課題を共有する。 ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。	1. 5
総 括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループで自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			1 3

4. セルフマネジメント

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. セルフマネジメントの概要及びその支援について理解する。（講義）			
セルフマネジメント概論	当事者運動の背景を学び、当事者主体、セルフマネジメント支援についての理解を深める。	・ 障害者の当事者運動の歴史 ・ セルフマネジメント及び支援の概要	4 5 分
エンパワメント概論	エンパワメント及びその支援について理解を深める。	・ 障害児者（家族含む）のエンパワメントを支援する視点、アプローチ	4 5 分
実践事例報告	当事者や支援者からの実践報告を受け、セルフマネジメント支援における相談支援事業所の役割を学ぶ。	・ セルフマネジメントによる生活の実際、課題提起 ・ セルフマネジメントの実現に向けた相談支援の展開	1. 5
2. セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割を学ぶ（演習）			
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割（演習Ⅰ）	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・ 講義等を参考として、自己の相談支援を振り返る。また、セルフマネジメントにおける相談支援従事者の役割について考える。 ・ グループ内で発表し、整理、共有する。	1. 5
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割（演習Ⅱ）	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・ グループで検討した相談支援従事者の役割を全体発表し、共有する。 ・ その後、グループで再度確認する。	1. 0
総 括	研修のポイントの再確認	・ セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割について整理する。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			6. 5

5. スーパービジョン・管理・面接技術

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. スーパービジョンの意義と活用を理解する。(講義)			
スーパービジョンの概要	スーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	・ 障害者福祉の実践におけるスーパービジョンの意義 ・ スーパービジョンの機能と構造	1. 0
スーパービジョンの活用	スーパービジョンの具体的な技術を理解する。	・ スーパービジョンの場面 ・ 技法	1. 5
2. スーパービジョンの実際と活用(演習)			
スーパービジョンの実際 (演習Ⅰ)	実際の場面におけるスーパービジョンの構造を理解する。	・ 受講者の持ち寄った事例を通して、グループ内で機能や構造を確認する。	1. 0
スーパービジョンの活用 (演習Ⅱ)	事例を通して、スーパービジョンの場面を確認し、機能を理解する。	・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ 検討した支援体制を想定し、ロールプレイで確認する。 ・ ロールプレイで確認できたことを踏まえ、支援体制を修正する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。	2. 0
総括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			6. 5

6. 意思決定支援

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. 意思決定支援の必要性（講義及び演習）			
意思決定支援の必要性（講義及び演習）	意思決定支援について、具体的な事例の検討を通じて、その必要性を理解する。	・ 好事例の検討 ・ 課題事例の検討	1. 0
2. 意思決定支援の概要と意思決定支援ガイドライン（講義）			
意思決定支援とは（講義）	意思決定支援における定義や基本的考え方を理解する。	・ 支援付き意思決定と代理代行決定の枠組みと基本的姿勢 ・ エンパワメント型支援とレスキュー型支援	1. 0
意思決定支援ガイドラインの構造（講義）	障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを理解する。	・ 意思決定支援ガイドラインの概要 ・ 他の意思決定支援ガイドラインとの関係性	3 0 分
3. 意思決定支援ガイドラインの実践（講義又は演習）			
意思決定に向けた支援プロセス①（演習）	意思決定支援を実践する際のプロセス及びその留意点を理解する。	・ 意思決定支援会議の実践に向けた働き掛け ・ 選好や価値観を発見・収集するための本人面談 ・ 意思決定支援会議の実践	2. 0
意思決定に向けた支援プロセス②（講義又は演習）	意思決定支援の実践における支援付き意思決定から代理代行決定への移行場面について理解する。	・ 意思決定能力アセスメント ・ 意思と選好に基づく最善の解釈（意思推定） ・ 最善の利益に基づく代理代行決定 ・ 支援付き意思決定の限界と代理代行決定の限界	3 0 分
意思決定支援上の情報収集と記録化（演習）	意思決定を支援するための情報収集及び記録化の必要性及びその技術を理解する。	・ 意思決定支援ツールを活用したロールプレイ等	1. 0
合 計			6

7. 就労支援

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
就労系サービスにおけるサービス管理責任者と相談支援専門員の役割(講義)	就労系サービスにおけるサービス管理責任者と相談支援専門員の役割について確認すると共に、本研修全体を通して何を学ぶかを理解する。	・研修のガイダンス ・就労系サービスにおけるサービス管理責任者の役割 ・就労系サービスにおけるサービス提供の視点 ・就労系サービスにおけるサービス管理責任者の視点 ・相談支援専門員の役割	30分
就労支援のプロセスと就労系サービスの役割(講義)	就労支援のプロセス及び就労系サービスの各事業の役割を理解する。	・就労支援のプロセス ・就労支援の各プロセスにおける就労系サービスの役割	1. 5
職業準備性とアセスメント(講義・演習)	職業準備性の概念や視点、働くことの意味を踏まえたアセスメントの視点や方法について理解する。	・職業準備性の考え方 ・就労アセスメントとその視点	1. 5
企業と経営の基礎理解(講義・演習)	企業経営や企業文化、労働関係法規等就労支援を行う際に必要な基本的視点や知識、就労継続支援事業の運営にあたって踏まえておくべき経営的アプローチについて理解する。	・日本における企業の位置付けや企業文化 ・労働関係法規の体系と障害者の就労支援・就労継続支援A型事業に特に関わりの深い労働関係法規 ・就労継続支援事業の経営改善や工賃向上に向けた経営分析の手法(財務諸表と損益分岐点等)	2. 5
職務分析等と作業指導(講義・演習)	職務分析等を行うことによる効果的な支援の方法について理解する。	・職務分析と課題分析に基づいた作業指導や職務の切り出し、環境調整等の方法	2. 5
就労支援におけるケアマネジメント(講義)	ケアマネジメントの概念を理解したうえで、自事業所内のマネジメントや他機関との連携を通して、職業生活を含めた生活全般を支援することの必要性和方法について理解する。	・ケアマネジメントの理論に基づく職業生活を支えるための支援の考え方と方法 ・関係機関の役割、機能 ・地域におけるネットワーク	1. 0
ケースから学ぶ就労支援プロセスの実際(演習)	就労系サービスの支援の流れと各支援内容、相談支援や関係機関の連携の方法等について理解する。	・就労系サービスや就労支援に関するサービス提供プロセス ・就労系サービスに関する個別支援計画を核としたサービス管理 ・相談支援専門員と就労系サービスにおけるサービス管理責任者の連携、サービス等利用計画と個別支援計画の関係性 ・就労系サービスや就労支援に関する関係機関等との連携 (※以上について、事例に基づく演習を実施する。)	4. 0

研修の振り返り（講義）	研修全体を振り返り、本研修による学びの定着を促進する。	・研修のまとめ ・受講生自身による気づきの言語化	30分
合 計			14

8. 介護支援専門員との連携

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. 価値・倫理、制度の違い、関係機関との連携の理解（講義）			
相談支援専門員・介護支援専門員の価値と倫理（講義）	①制度間連携を担う、相談支援専門員・介護支援専門員の価値・倫理を理解する。 ②相談支援専門員と介護支援専門員は共通して、本人の意思決定を支援する存在であることを理解する。	障害福祉や介護保険制度、相談支援専門員や介護支援専門員養成において基盤としている価値や倫理について、下記の内容を含む講義を行う。 ・利用者の人格尊重 ・エンパワメント ・ストレングス ・自己決定 ・ライフサイクル ・移行期の利用者を支える専門職としての姿勢 ・専門職としての倫理（自己の省察、多職種連携における倫理的課題への介入） ・意思表示・意思決定及び実行の支援	1. 5
制度と対象像の理解（講義）	①障害者等、高齢者の各ライフステージにおける制度の理念、目的、対象者像を理解する。 ②相談支援専門員と介護支援専門員の並走・伴走型支援が可能であることを理解する。 ③自立の概念の相違、認定システムの相違等を理解する。	障害福祉や介護保険制度等について、下記の内容を含む制度等に関する講義を行う。 ・社会福祉法の理念 ・障害領域（障害者総合支援法、児童福祉法等の理念・目的、対象像の特徴の理解） ・介護保険領域（介護保険法等の理念・目的、対象像の特徴の理解） ・相談支援専門員と介護支援専門員の並走と伴走型支援 ・自立の概念の相違 ・支給決定の考え方、要介護認定・支援区分認定の基本的考え方と判定基準の相違	1. 5
多職種連携の理解（講義）	高齢障害者がかかわる様々な機関について理解し、連携の方法や留意点を理解する。	下記の機関等の役割や連携にあたっての留意点について ・行政 ・障害福祉サービス ・介護保険サービス ・生活保護（特に「みなし2号」について） ・生活困窮者自立支援制度 ・保健所 ・医療機関 ・発達障害者支援センター ・難病相談支援センター ・効果的な多職種連携を促進するための方法や視点	1. 0
2. 高齢障害者のケアマネジメントと相談支援の連携（演習）			

情報連携（引継ぎ） （演習）	相談支援専門員から介護支援専門員に、どのような情報を引き継げばよいか理解する。	・どのような情報の引き継ぎを行うかについて、事例を用いたグループワークを通して検討する。（相互理解を深め、相手の立場になって考えることでの気づきを促すことに留意する） （注）以下の点に留意して演習を行うこと。 ・グループワークで検討した内容を発表し、全体で共有し、気づきの獲得を促す ・全体の共有の後にグループでの振り返りを再度行い、気づきの更なる定着を図る	1. 5
事例演習 1（障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用開始する事例）（演習）	障害者の高齢期の支援を相談支援専門員と介護支援専門員が連携して行う際の視点や方法について理解する。	・障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用開始する事例を用いて、相談支援専門員と介護支援専門員が連携した支援プロセスについて、グループワークを通して検討する。 （注）以下の点に留意して演習を行うこと。 ・グループワークで検討した内容を発表し、全体で共有し、気づきの獲得を促す ・全体の共有の後にグループでの振り返りを再度行い、気づきの更なる定着を図る	2. 0
事例演習 2（介護保険第 2 号被保険者の事例）（演習）	稼働年齢にある介護保険サービスが利用可能な障害者の支援と相談支援専門員と介護支援専門員の連携について理解する。	・介護保険制度の対象となる40～64 歳の障害者（脳血管障害、ALS 等）の事例を用いて、その支援プロセスや相談支援専門員と介護支援専門員の連携について、グループワークを通して検討する。 （注）以下の点に留意して演習を行うこと。 ・グループワークで検討した内容を発表し、全体で共有し、気づきの獲得を促す ・全体の共有の後にグループでの振り返りを再度行い、気づきの更なる定着を図る	2. 0
総括（演習）	本研修のポイントを再確認し、気づきを獲得すると共に、今後の実践上の目標を獲得する。	・自己の実践や本研修を振り返り、グループワークでの自己の振り返りの共有を行う。	1. 0
合 計			10. 5

(別紙 1)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省の定める相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事

〇 〇 〇 〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う相談支援従事者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)

代 表 〇 〇 〇 〇